

「行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」  
及び  
「行田市障がい者計画等」  
合同説明会

「行田市障がい者計画等」 (案)  
について

令和6年1月28日(日)  
福祉課障がい福祉グループ

# \*本市での障がい福祉について

【平成30年度】（年度末時点）

人口 82,051人  
うち障害者手帳取得者  
3,743人  
（人口比率 4.6%）



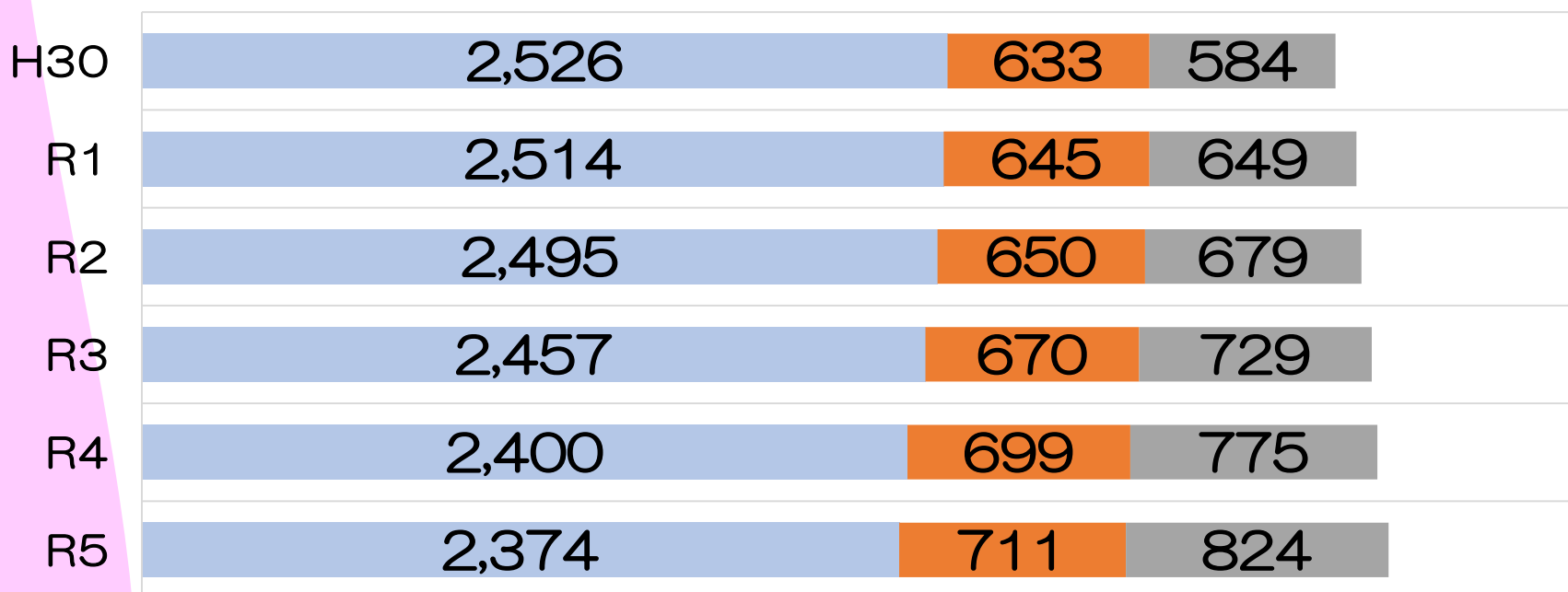
【令和5年度】（10月末時点）

人口 78,741人  
うち障害者手帳取得者  
5,009人  
（人口比率 6.4%）

## 障害者手帳取得者数の推移

（年度末時点、R5は10月末時点）

■ 身体障害者手帳取得者 ■ 療育手帳取得者 ■ 精神保健福祉手帳取得者



# \* 障がい福祉の流れ

## 社会モデル

## 医学モデル

「障がい」は、障がいのある人の個人の機能的な問題であるという考え方

「障がい」は、個人の心身の機能の障がいのみ起因するものではなく、社会（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の障がいがいまって作り出されたもの。

その障壁を取り除くのは社会の全体の問題。

例) 段差、狭い階段、滑りやすい床、学校の入学試験、音声のみのアナウンスなど

# \*障がい者計画ってなに？

## 【計画策定目的】

- 障がい者計画（障害者基本法第11条第3項）  
本市が取り組むべき今後の障がい者施策、基本方向を定めた総合的な計画
- 「市町村障がい福祉計画」（障害者総合支援法第88条）
- 「市町村障がい児福祉計画」（児童福祉法第33条の20）  
いずれも関係事業所・各種団体等が自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるもの

## 【計画期間】

第5期行田市障がい者計画（6年間：令和6年度～令和11年度）

第7期行田市障がい福祉計画（3年間：令和6年度～令和8年度）

第3期行田市障がい児福祉計画（3年間：令和6年度～令和8年度）

## 【策定体制】

- \*行田市障害者計画等策定委員会（15名）の審議（これまで4回）
- \*アンケート調査（一般市民、障害者手帳取得者、障がい者団体、事業所）
- \*パブリックコメント（令和6年1月22日～2月22日）
- \*合同説明会の実施（令和6年1月28日）

第5期行田市障がい者計画（案）

第7期行田市障がい福祉計画（案）

第3期行田市障がい児計画（案）

【これまでの策定の経緯】

\* アンケート調査

\* 障がい者団体・事業所への調査

\* 策定委員会での議論

## Q市に求めること（障がいのある方向けアンケート調査）上位項目

1	災害発生時に、障がいのある人が安心して避難できるよう支援体制を整備する（24.5%）
2	障がいのある人の働く場の確保や就労環境を改善する（23.0%）
3	病気や障がいを予防するとともに、早い段階で適切な治療や療育を進める（18.4%）
4	障がいのある人の生活を支援するための情報提供や相談体制を充実する（17.7%）
5	就業や生活面の相談や支援をする障がい者就業・生活支援センターを市内に確保する（15.6%）
6	ホームヘルプサービス（居宅介護）など福祉サービスを充実する（15.3%）

## Q市に求めること（一般市民の方向けアンケート調査）上位項目

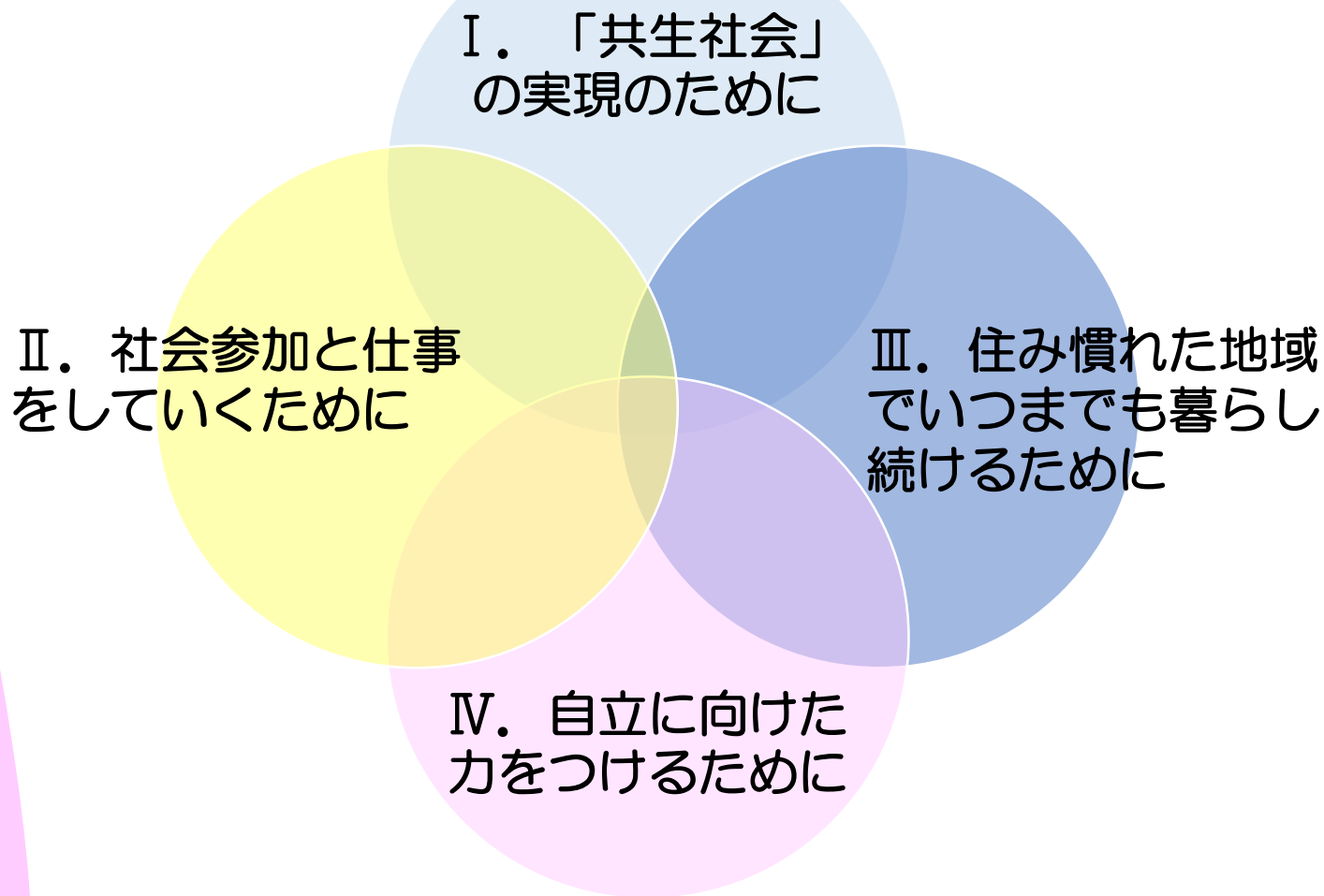
1	障がいのある人の働く場の確保や就労環境を改善する（39.5%）
2	幼少期からなどできる限り早く適切な治療や療育を進める（25.2%）
3	災害発生時に、障がいのある人が安心して避難できるよう支援体制を整備する（24.7%）
4	障がいのある人も利用しやすいよう、公共施設の設備や道路等を改善する（21.1%）
5	就業や生活面の相談や支援をする障がい者就業・生活支援センターを市内に確保する（20.4%）
6	学齢期等における障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進める（19.6%）

# 1. 計画の目標像

**「誰もがお互いに支えあい、  
自分らしく生き生きと暮らせる  
共生のまち 行田」**

## 2. 基本目標

「誰もがお互いに支えあい、  
自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田」





### 3. 施策の方向

(1) 障がいのある方の  
相談・サービス支援体制の整備

(2) 障がいのある方の自立に向けた  
就労支援体制の整備

(3) 防災・減災における障がいのある方の  
支援体制の整備

(4) 幼少期からの適切な  
療育・支援体制の整備

(5) 障がいのある方の権利擁護体制の整備

(6) 障がいのある方等に配慮した  
まちづくりの取組み

施策の方向

## [主な主要施策（新規項目）]（一部抜粋し要約）

○重層的な相談支援体制の整備

○障がい福祉サービス事業所の人材確保における課題と情報収集

○多様な就業の機会の場合について、関係機関と連携し整備

➤農福連携

○ハローワークや北埼玉障がい者就労支援センター等と連携した就労意欲  
就労支援体制の整備

○災害時避難行動要支援者の個別避難計画の作成

○防災ガイドブックの作成等の際は、障がいのある人の意見集約を行い、ガイドブック等に反映

○知的障がいや精神障がいにも配慮した防災ガイドブック等の作成

[主な主要施策（新規項目）]（一部抜粋し要約）

○障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの整備  
➤令和8年度まで

○保育所等への巡回支援の充実を図る等、地域における障がい児の支援体制を推進

○手帳を所持することに対する抵抗感を減らすため、手帳の名称の変更等を検討

○権利擁護支援のための「中核機関の設置」を、関係機関と連携し協議  
➤成年後見制度の周知広報の取組み

○『福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）』を推進

○障がいの分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供事例等の情報の収集、整理及び提供  
➤行田市障がい者差別解消推進条例～共生社会づくり条例～の取組み

○買い物に苦慮している方に向けた移動販売事業の利用促進

## 4.数値目標（国の基本指針に掲げられた成果目標）



①地域生活支援の充実  
拠点の設置数  
➤令和8年度まで1箇所以上



⑤精神障がいにも対応した地  
域包括ケアシステムの構築  
（協議回数）  
➤令和8年度 4回



②障がい児支援の提供体制の整備  
等  
（児童発達支援センター設置数）  
➤令和8年度まで 1カ所



⑥相談支援体制の充実・強化等  
（基幹相談支援センターの設置数）  
➤令和8年度まで 1カ所



③福祉施設から一般就労  
への移行等  
（一般就労移行者数）  
➤令和8年度 41名



⑦障害福祉サービス等の質を向上させる  
ための取組に係る体制の構築  
（障害福祉サービス等が提供できている  
かの検証の実施）  
➤令和8年度まで 年1回



④福祉施設の入所者の  
地域生活への移行者数  
➤令和8年度 6名



⑧発達障がい者に対する支援  
（ペアレントメンター等研修受講者数）  
➤令和8年度 5名

## 5.数値目標（市独自で数値目標を設定したもの）【任意事業】

### 避難行動要支援者 個別避難計画

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成。

近年、多くの高齢者や障がい者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、個別避難計画を作成するもの。

（令和3年の災害対策基本法の改正による市町村の努力義務）

➤一人での避難が困難である方（約700人）のうち、個人情報同意を得た方

### 福祉避難所

大規模災害の発生時、高齢者や障がいのある方など、一時的な避難所では長期の避難生活が困難な方のため、社会福祉施設等を福祉避難所（二次避難所）として開設することを目的に、協定の締結をすすめるもの。

（令和5年12月末時点 12施設）

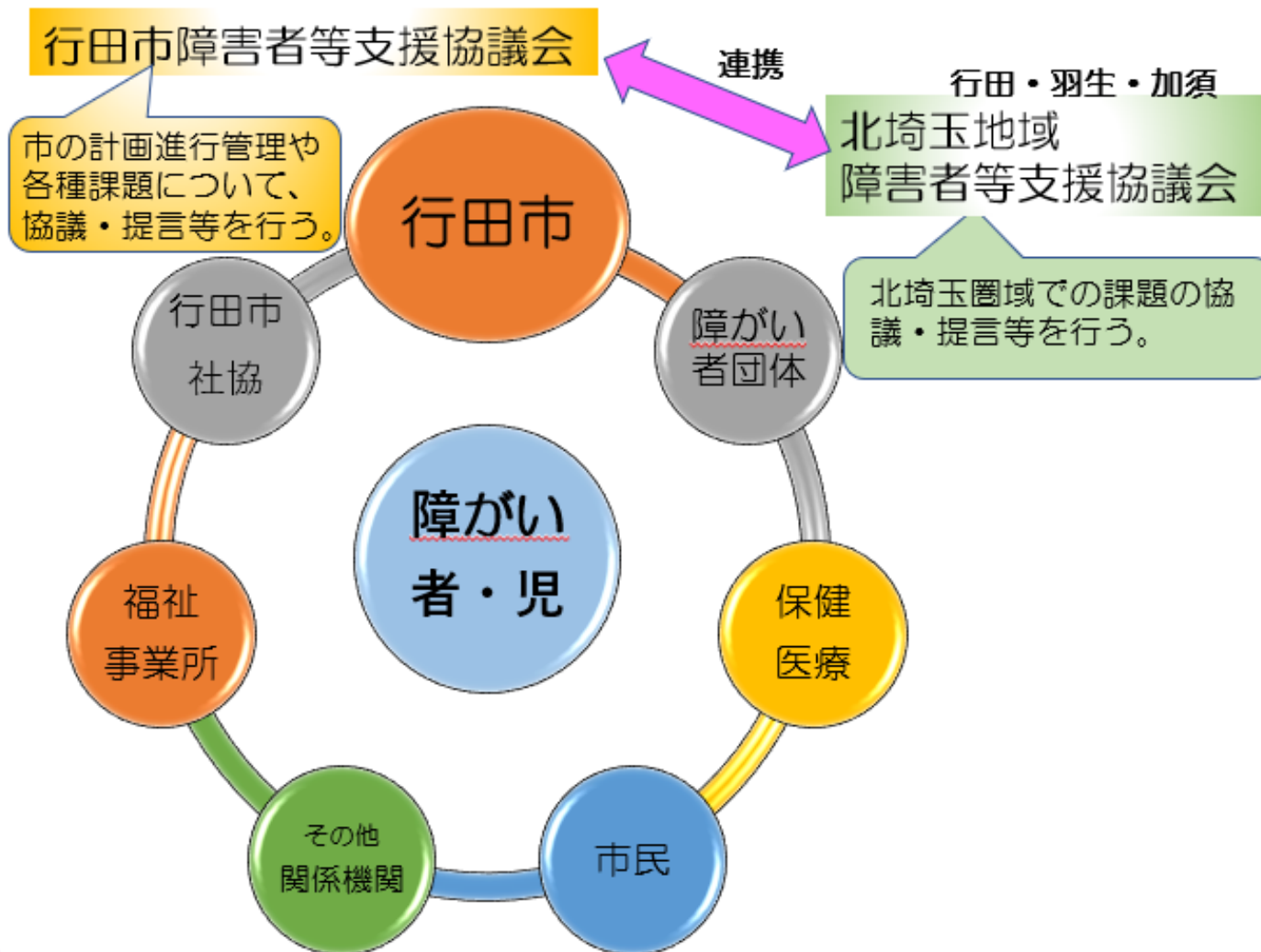
➤福祉避難所の協定締結数  
令和8年度末までに15施設



## 6.計画の推進体制

「行田市障害者等支援協議会」にて、計画推進の体制を整え、本計画の実行性の向上とともに計画の進行管理を実施。

「北埼玉地域障害者支援協議会」（行田市・羽生市・加須市）にて、圏域での課題に取り組む。

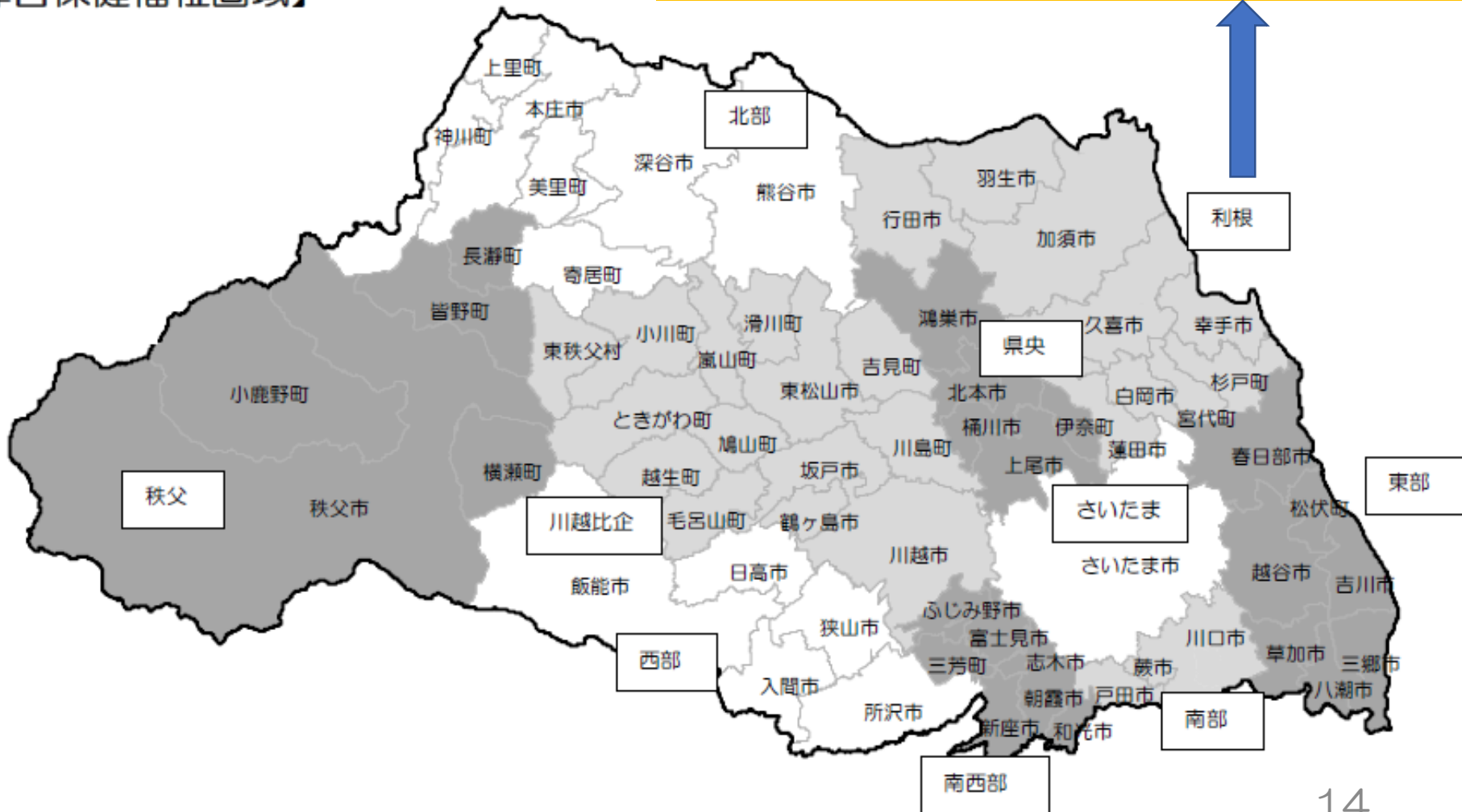


# 【参考】埼玉県の圏域とは

## 利根圏域

- ・加須保健所  
(行田市・加須市・羽生市)
- ・幸手保健所  
(久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町)

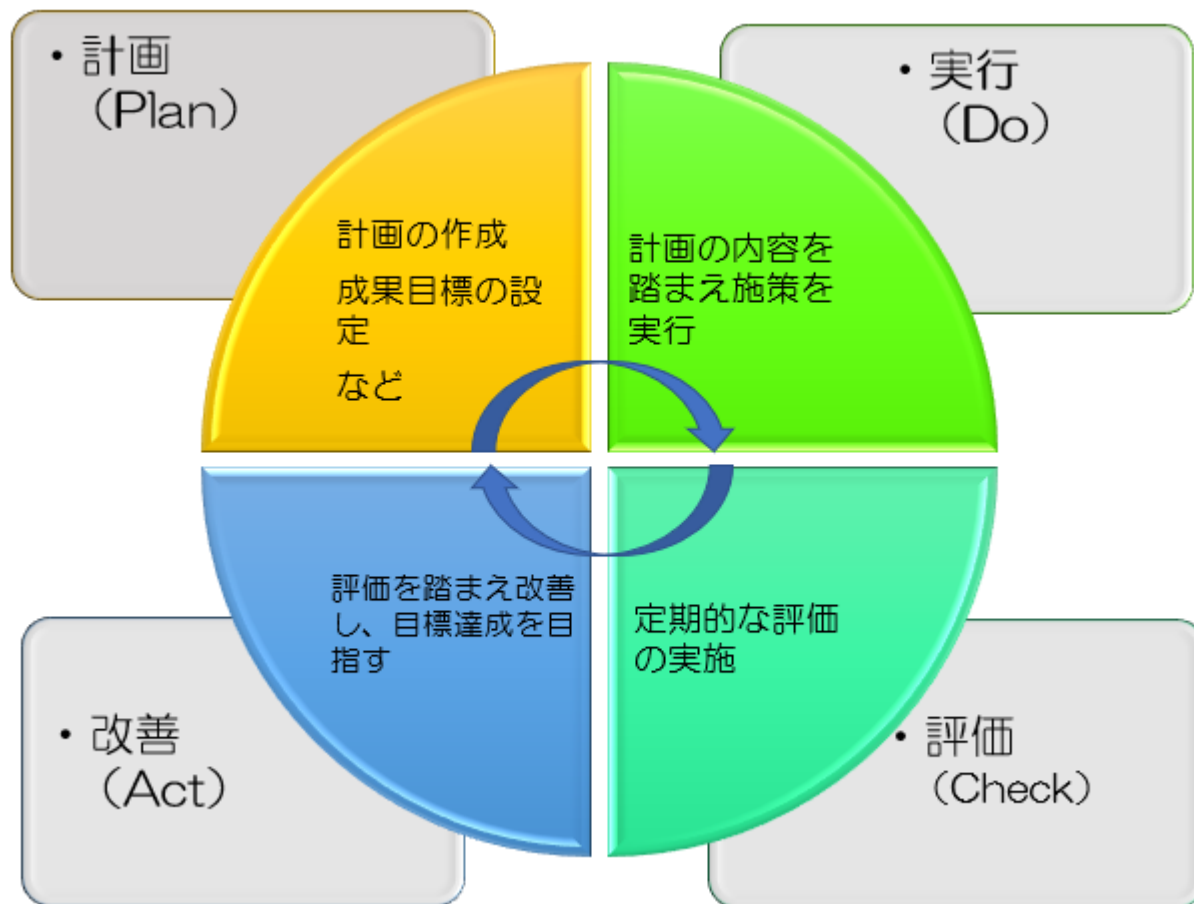
## 【障害保健福祉圏域】



## 7.計画の推進管理

「行田市障害者等支援協議会」にて、計画の進行管理を実施。

「北埼玉地域障がい者支援協議会」（行田市・羽生市・加須市）にて、地域における障がい者への支援体制に関する課題の共有化や支援体制の整備等について進行管理を実施。





ご清聴ありがとうございました。

引き続き、ご意見・ご感想をお願いします。

